２０２６年１０月２１日

KATA ジュニアランキング対象トーナメント　主催者　各位
ジュニア選手の保護者・指導者の皆様

一般社団法人関東テニス協会
理事長　　鷲田典之
ジュニア委員会委員長　三野静子

ジュニア大会における暴力・暴言の根絶と
暴行等を確認した場合の対応について（お願い）

平素より関東テニス協会のジュニア事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年、KATA ジュニアランキング対象トーナメントの会場において、試合後に、選手の保護者がその選手に対して暴行を加えるという、決してあってはならない事態が発生しました。関東テニス協会は、この事態を重く受け止め、ジュニア大会に関わるすべての皆様に、改めて次のとおりお願いいたします。

1　保護者・指導者の皆様へ

(1)　試合結果を理由とする叱責・暴言・暴力は、選手にとって何一つ有益ではなく、有害です

試合に負けた直後の選手は、誰よりも悔しい思いをしています。そこに叱責や暴言が加えられれば、選手は失敗を恐れて萎縮し、プレイは消極的になり、やがてテニスそのものを嫌いになります。心身の健康を損ない、競技を離れる原因にもなります。暴力であれば、なおさらです。試合の勝敗は、選手自身が判断しプレイした結果であり、選手が成長していく過程そのものです。ハンドブックでも、保護者・コーチの皆様に対し、「目前の試合の勝ち負けに一喜一憂することなく、スポーツマンシップに則ったフェアな試合が行なわれるように、見守ってくださいますようお願い申し上げます」としています（ジュニアプレイヤーのテニスハンドブック第 4 章 6）。

(2)　暴行・脅迫は、親子の間であっても犯罪です

人に暴行を加えることは暴行罪（刑法 208 条。2 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）、けがをさせれば傷害罪（同法 204 条。15 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）、害を加える旨を告げて脅すことは脅迫罪（同法 222 条。2 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金）に当たります。相手が自分の子であっても、同じです。

特に、18 歳未満の選手に対し、保護者が、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、著しい暴言その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこ

とは、「児童虐待」に当たります（児童虐待の防止等に関する法律 2 条）。法律は、親権者は、しつけに際しても、子の人格を尊重し、「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と定め（民法 821 条、児童虐待防止法 14 条 1 項）、親権者であることを理由に暴行罪・傷害罪等の責任を免れることはないと明記しています（児童虐待防止法 14 条 2 項）。「しつけのため」「気合を入れるため」といった理由は、通用しません。

(3) お願い

ア　試合の後は、結果ではなく、選手が努力した点や良かった点に目を向けてください。次の課題は、時間を置いて、選手自身が考えられるように落ち着いて話し合ってください。

イ　大会会場（コート周辺、クラブハウス、駐車場、送迎の車内等を含みます）では、他の選手や保護者が見ています。暴言や暴力は、その選手だけでなく、相手の選手や周囲の子どもたちにも深い影響を与えます。

ウ　指導者の皆様は、保護者による暴言・暴力を見聞きしたときは、見過ごさず、制止し、大会本部に知らせてください。

2　大会主催者の皆様へ

(1) 会場内で暴行・脅迫等を確認した場合の対応

大会会場（駐車場等の付属施設を含みます）において、選手に対する暴行（殴る、蹴る、突き飛ばす、押さえつける、物を投げつける等）、脅迫又はこれらに準ずる行為を確認したときは、行為者が保護者、指導者、他の選手の関係者のいずれであっても、次のとおり対応してください。

	対応	内容
ア	選手の安全確保	最優先で行為者から選手を引き離し、安全な場所に移してください。
イ	**直ちに警察（110 番）に通報**	暴行・脅迫は犯罪です。「家庭内の問題」「当事者同士で解決する」として済ませたり、被害者や行為者の意向を確認してから通報するという扱いはしないでください。関東テニス協会は、通報を大会主催者の判断に委ねるのではなく、KATA ランキング対象大会における統一した取扱いとしてお願いするものです。
ウ	児童相談所への通告（被害者が 18 歳未満の場合）	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に通告してください。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者には通告の義務があり（児童虐待防止法 6 条 1 項）、通告は守秘義務に反しません（同条 3 項）。通告者を特定する情報は、通告を受けた機関が漏らしてはならないとされています（同法 7 条）。

エ	関東テニス協会への報告	関東テニス協会ジュニア委員会（**関東テニス協会 03－3374－3008**）に速やかに報告してください。
オ	行為者への対応	行為者には会場からの退去を求めてください。以後の大会への入場制限等の措置については、別途検討のうえお知らせします。
カ	記録	日時、場所、行為の内容、確認した役員の氏名、警察・児童相談所への通報の時刻を記録し、協会への報告に添えてください。

(2)　事前の周知

ア　大会要項及び会場の掲示に、別紙の記載例を掲載してください。

イ　大会役員、レフェリー、ロービングアンパイアに、上記(1)の対応を事前に周知してください。

ウ　会場施設の管理者（市区町村のスポーツ施設担当課、指定管理者等）に対し、施設の使用申請の際又は大会の開催前に、暴行・脅迫等を確認した場合には警察に通報し行為者に退去を求める取扱いとすることを伝え、当日の連絡先と協力を確認しておいてください。

(3)　対象となる行為

上記の対応の対象は、保護者から自分の子に対する行為に限りません。他の選手、保護者、役員等に対する暴行・脅迫や、コート外からの暴言についても同様です。

3　相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル　189（いちはやく。24 時間・通話料無料）
警察相談専用電話　#9110（緊急の場合は 110 番）
関東テニス協会ジュニア委員会　TEL03-3374-3008 FAX03-3374-3009

以上

別紙

記載例（大会要項・会場掲示用）

【暴力行為の根絶について】

本大会では、会場内（駐車場等を含みます）における選手その他の方に対する暴行・脅迫・暴言を一切認めません。保護者・指導者による選手への暴行・脅迫についても同様です。暴行・脅迫等を確認した場合、大会主催者は直ちに警察に通報し、被害者が 18 歳未満の場合は児童相談所にも通告します。行為者には会場からの退去を求めます。

（関東テニス協会ランキング対象大会共通の取扱いです。）

参考　関係法令（抜粋）

法令・条文	内容
刑法 208 条（暴行）	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
刑法 204 条（傷害）	人の身体を傷害した者は、15 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
刑法 222 条（脅迫）1 項	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。
児童虐待防止法 2 条（児童虐待の定義）	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18 歳に満たない者）について行う次の行為をいう。一　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（中略）四　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
同法 6 条（通告）	1 項　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。 3 項　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
同法 14 条（児童の人格の尊重等）	1 項　児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。 2 項　児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の

	犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。
民法 821 条（子の人格の尊重等）	親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。